

自衛隊とその問題点について

中尾元重（岡山県平和委員会）

I. 憲法前文と第9条

資料1

- ①フランス革命以来の近代憲法の平和原則を継承し、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」、侵略戦争も自衛戦争も放棄していること。軍隊・戦力をもたず、交戦権もこれを否認してこれを担保し、国連憲章その他の戦争違法化の流れをリードしていること。
- ②第9条の精神は「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認して成り立っていること。
それは「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し」てこそ保持されるものとしていること。
従って特定の国を敵視する同盟方式は否定され、非同盟、中立の方向こそ日本の平和を保証する道であること。

II. 自衛隊誕生の秘密と解釈改憲の政治

(1) 「冷戦」の始まりとアメリカの政策転換

① 「トルーマン・ドクトリン」（1947年3月）

第2次大戦後、革命運動、民族解放運動が活発になり、資本主義国の支配体制が弱くなってきたことに危機感をもったアメリカは、その原因をソ連の影響力の拡大であるとし、特に政情不安定となっていたギリシャとトルコに対し、援助と内政干渉を開始した。

「トルーマン・ドクトリン」抜粋＝「冷戦」の始まり

「どこに侵略が起きても、直接・間接を問わず平和が侵される場合には、米国防に関わるものとみなす。」

② ロイヤル陸軍長官の演説と占領政策の転換

当時、アメリカの全面占領下にあった日本は、この米ソ対立の影響を正面から受け、初期の占領政策が大きく転換することになった。

ロイヤル陸軍長官の演説（1948年1月）

「対日占領政策の方向は、極東に再び戦争又は侵略が起こらぬよう、これを防止するため役立つ強力な民主政治を育成することにある。…今後極東に起こるかもしれない新しい全体主義の脅威に対し、防壁の役割を果たすに十分な強力な安定した民主主義を築きあげることにある。」

(2) アメリカによる再軍備の押しつけ

① 米陸軍省の研究

「冷戦」が始まると、フォレストル米国防長官は直ちにロイヤル陸軍長官に対し、日本とドイツの限定的軍備の研究を始めるよう覚え書きを送り、その結果、1948年5月、国防総省によって「日本の限定的再軍備（limited armament for Japan）」計画がつくられる。

再軍備計画の結論（抄）

- 5, 戦略的な位置にある日本本土を米国が支配することは、共産主義の膨張に対抗し、われわれの戦争計画を達成するにも欠かすことはできない。
- 7, 日本の軍隊の創設は、米国の限られた人的資源の効率的活用をもたらすものとして望ましい。
- 11, 今や、限定的な日本軍の最終的な創設に向けた諸計画を準備すべきである。そうした軍隊は米国により組織され、初期訓練を受け厳しく監督されるべきであり…、
- 12, 日本の軍備を認めるという立場から、新憲法の改正を実現するための探求を行うべきである。

②警察予備隊の創設

1950年6月25日、北朝鮮が南進政策を開始し、朝鮮戦争が勃発した。

マッカーサーは7月8日、吉田首相に書簡を送り、次のように「命令」した。

「日本政府に対し、7万5千名からなる国家警察予備隊を設置するとともに、海上保安庁に8千名を増員することを許可する。」

日本政府はこれに応じて8月10日、「警察予備隊令」を交付し、警察予備隊を発足させた。

F・コワルスキー米大佐の証言（「日本の再軍備」より）

「マッカーサー元帥の構想は、将来4個師団の陸軍に増強できる擬似軍隊をつくることであった。」「8千3百万人の国家が、戦争およびすべての戦力を放棄した。…ところが、今や人類のこの気高い抱負は粉碎されようとしている。アメリカおよび私も、個人として参加する『時代の大うそ』が始まろうとしている。…日本の憲法は、文面どりの意味をもっていないと世界中に宣伝する大うそ、兵隊も、小火器・戦車・火砲・ロケットや航空機も戦力でない、という大うそである。」

(3)「戦力」に関する第9条の解釈

①第1回・「『戦力』に対する政府統一見解」抄（1952年11月）

- 1, 「戦力」とは、近代戦争に役立つ程度の装備、編成を具えるものをいう。
- 1, 「戦力」とは人的、物的に組織された総合力である。従って単なる兵器そのものは戦力の構成要素ではあるが、「戦力」そのものではない。
- 1, 米国駐留軍は、わが国を守るために米国の保有する軍隊であるから憲法第9条の関するところではない。
- 1, 保安隊等の装備編成は決して近代戦を有効に遂行し得る程度のものではないから、憲法の「戦力」には該当しない。

この欺瞞的な政府の憲法解釈（戦力なき軍隊）のもとで1954年5月、MSA協定が締結され、アメリカが日本に戦闘機やミサイルなどの兵器を供与することと引き換えに、日本に軍備増強の計画をもつこと、米軍事顧問団を受け入れること、秘密保護のための措置をとることなどを義務づけた。

このような経過を経て、1954年7月、保安隊は自衛隊に改組され、本格的な軍隊としての道を踏み出したのである。

自衛隊法は、自衛隊の任務を「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる目的」とする、と定め、しかも近代戦に不可欠な空軍を有するに至ったので新たな憲法解釈が必要となった。

②第2回・吉田内閣の解釈（1954年12月大村防衛庁長官）

○憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。

- 1, 戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは、「国際紛争を解決する手段としては」ということである。
- 2, 自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として

武力を行使することは、憲法に違反しない。

○憲法第9条は、わが国が自衛権をもつことを認めている。

その目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。

○憲法第9条については、機会を見て憲法改正を考えたい。

③第3回・田中内閣による内閣統一見解（1972年11月吉国法制局長官）

「自衛権の行使の裏付けと致しまして、自衛のための必要最小限度の実力を備えることは許されるものと解されますので、その必要最小限度を超えるものが憲法第9条第2項の戦力であると解することが理論的ではなからうか。」

(4) 「海外派兵」に関する第9条解釈の変更

①吉田内閣（1954年4月佐藤法制局長官）

「実力行動は…自衛権の範囲内に限られる。よその国にまで出て行ってその働きをするということは、厳格な自衛権の意味においては限界外のことになりはしないか。」

②参議院（1954年6月 自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議）

「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、我が国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、ここに更めて確認する。右決議する。」

③岸内閣（1960年3月岸総理大臣）

「日本は、極東の平和と安全が日本の平和と安全にいかにか密接な関係があるといいましても、日本の自衛隊が日本の領域外に出た行動することは、これは一切許せないのであります。」

④鈴木内閣（1980年10月稲葉議員に対する答弁書）

ア 従来「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである」と定義づけて説明されているが、このような海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

イ これに対し、いわゆる海外派遣については…武力行使の目的をもたないで部隊を他国に派遣することは、憲法上許されないわけではないと考えている。

(5) 湾岸戦争後の安保条約の変質＝自衛隊の正当化から海外出動の正当化へ

① PKO 等協力法（1992年6月海部内閣）

「武力を行使しない国連の平和維持活動（PKO）に参加することは問題ない。」

「国連の平和維持軍（PKF）や、多国籍軍は武力を行使するが、これらの軍隊に自衛隊が武器・弾薬・兵員輸送など後方支援活動をすることは許される。」

②日米安保共同宣言（1996年4月橋本内閣）

「アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定的なものにするため、共同でも個別でも努力する。」

③新ガイドライン（1997年9月橋本内閣）

「日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して、より効果的かつ信頼性のある日米協力を行う。」

④周辺事態法（1999年5月小渕内閣）

アメリカが起こす戦争に日本が参戦する、戦後初めての戦争法。

i 周辺事態に連動して自動的に参戦する

- ii 平素から戦争計画を立案する
- iii 日本が戦争で分担する40項目の後方支援が決められている
- ⑤テロ対策特措法（2001年10月小泉内閣）
アメリカのテロ事件に対する報復戦争への参加。給油、兵器の輸送など。
- ⑥武力攻撃事態法等3法（2003年6月小泉内閣）
アメリカの戦争へ参加する骨格法。国民の協力義務など。
- ⑦イラク特措法（2003年7月小泉内閣）
大義なきアメリカのイラク侵略を支持し、占領軍への自衛隊の参加。
- ⑧有事関連7法・3条約（2004年6月小泉内閣）
米軍支援法・国民「保護」法など。有事立法が完結。

(6) 新たな憲法解釈— 自衛隊の本務の変更へ

①海外派兵の根拠が、「同盟国の戦争だから参加する」へ

米軍との共同作戦は、これまで、安保条約に従って「5条事態」（日本有事）か「6条事態」（極東有事）のもとで行われることになっていたが、周辺事態法以後は、わが国の平和と安全に重要な影響を与える「周辺事態」のもとでも実施されるものとなっている。

しかし、アメリカの国際法違反のイラク攻撃を無条件に支持し、協力するために制定されたイラク特措法によって、「同盟国の戦争」だから海外に派兵して、「武力行使をしない」共同作戦を実施するという、全く新しい憲法解釈が持ち込まれた。

②防衛白書03年版

「冷戦が崩壊して10年以上が経ち、現在の周辺諸国の状況にかんがみれば、近い将来、わが国に対する大がかりな準備を伴う着上陸の可能性は低いと考えられる。」ので「専ら本格的な着上陸進攻に備えた装備などの規模は縮小を検討する。」

「インド洋での米軍などへの支援や…イラク難民救援のための人道支援物資の空輸など、自衛隊の国際的活動は多様化しつつある。この10年間の経験を経て、このような自衛隊の国際的な任務は国民から十分理解され、かつ期待されている活動であり、自衛隊の主要な活動の一つとなった。」

③防衛白書04年版

「国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動（「国際平和協力活動」という）」に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする。

④「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書（04年10月）

「国際平和協力活動は自衛隊の付随的任務として位置付けられてきたが、そうした活動の重要性の増大にかんがみれば、自衛隊の本来任務として位置付けるべきである。」

cf 自衛隊法第3条

cf 自衛隊法第8章雑則第100条の10

周辺事態法に基づく自衛隊の任務＝「自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において」となっており、「主要な活動」ではない。

cf 自衛隊法附則17

テロ特措法に基づく自衛隊の任務＝「自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において」となっており、「主要な活動」ではない。

⑤新防衛大綱（平成17年度以降に係る防衛計画の大綱）（04年12月）

「国際平和協力活動に適切に取り組むため、…自衛隊の任務における同活動の適切な位置づけを含め所要の体制を整える。」

Ⅲ. 自衛隊の素顔とその本質

(1) 自衛隊の現勢

①編成

資料5

②定員と現在員

資料7

③装備

資料8、資料9

④予算と国際比較

資料10

⑤秘密のヴェール

特別防衛秘密			庁秘			防衛秘密		
	件数	点数		件数	点数		件数	点数
機密	0	0	機密	563	3,951	事項(191)	2,291	51,692
極秘	975	5,220	極秘	11,325	81,329			
秘	7,312	135,335	秘	116,023	1,848,501			
計	8,287	140,555	計	127,911	1,933,781			

(データは2003年末)

(2) 自衛隊の主な活動

資料11、資料12

①防衛出動

②治安出動

③警護出動

④災害派遣

(3) 憲法違反の軍隊

①長沼ミサイル基地事件第1審判決(抜粋)

「陸上、海上、航空各自衛隊は現在の規模、装備、能力からみて、いずれも憲法9条2項にいう「陸海空軍」という「戦力」に該当する。

そして、このような各自衛隊の組織、編成、装備、行動などを規定している防衛庁設置法、自衛隊法その他これに関連する法規は、いずれも憲法の右条項に違反し、憲法98条によりその効力を有し得ない。」

②自衛隊の3大特質

i 憲法違反の軍隊

ii アメリカに従属する軍隊

iii 国民抑圧の軍隊

IV. 日本の再軍備55年の軌跡

- 1945年 8月 日本の敗戦
- 1947年 5月 日本国憲法の制定
- 1948年 5月 米陸軍省の研究「日本に対する限定的軍備 (limited armament for Japan)」
- 1950年 6月 朝鮮戦争はじまる
- 7月 マッカーサー元帥が吉田首相に75,000人の警察予備隊の創設を指示
- 8月 警察予備隊令公布・施行
- 1952年 4月 サンフランシスコ平和条約・日米安保条約発効
- 10月 保安隊発足
- 1953年 10月 池田・ロバートソン会談、防衛力漸増で一致
- 1954年 3月 日米MSA (相互防衛援助) 協定調印
- 6月 参議院が「自衛隊の海外出動禁止決議」
- 6月 防衛庁設置法、自衛隊法、日米MSA協定にともなう秘密保護法成立
- 7月 自衛隊発足
- 1955年 海上自衛隊、米海軍と共同演習開始
- 1956年 5月 「国防の基本方針」決定
- 1957年 6月 第1次防衛力整備計画決定 (58年度~60年度) 4,600億円
- 1960年 6月 新安保条約、自然成立
- 1961年 7月 第2次防衛力整備計画決定 (62年度~66年度) 13,700億円
- 1963年 2月 自衛隊、秘密裏に「三矢研究」を実施
- 1966年 11月 第3次防衛力整備計画決定 (67年度~71年度) 25,300億円
- 1970年 6月 新安保条約、自動延長
- 1972年 2月 第4次防衛力整備計画決定 (72年度~76年度) 56,700億円
- 1973年 9月 札幌地裁、長沼訴訟で自衛隊違憲判決
- 1976年 10月 「防衛計画の大綱」を決定
- 11月 国防会議が、防衛費の枠をGNP比1%内と決定
- 1978年 7月 福田首相が有事法制の研究を指示
- 11月 航空自衛隊、初の日米共同演習
- 11月 「日米防衛協力の指針」決まる
- 1981年 9月 陸上自衛隊、初の日米共同演習
- 1985年 9月 第1次中期防衛力整備計画決定 (86年~90年)・総額18兆4,000億円
- 1986年 12月 防衛費のGNP比1%枠を撤廃
- 1990年 12月 第2次中期防衛力整備計画決定 (91年~96年)・総額22兆7,500億円
- 1991年 1月 湾岸戦争始まる
- 4月 掃海艇部隊、ペルシャ湾へ出発
- 12月 ソ連解体
- 1992年 6月 PKO等協力法成立
- 9月 カンボジアPKOに自衛隊を派遣 (~93年9月)
- 1993年 5月 モザンビークPKOに自衛隊を派遣 (~95年1月)
- 1994年 9月 ルワンダPKOに自衛隊を派遣 (~91年12月)
- 1995年 11月 「96年度以降に係る防衛計画の大綱」決定
- 11月 中期防衛力整備計画決定 (96年~00年)・総額25兆1,500億円

- 1996年 1月 ゴラン高原PKOに自衛隊を派遣（継続中）
- 4月 日米安保共同宣言
- 1997年 9月 新「日米防衛協力の指針」合意
- 1998年 3月 即応予備自衛官制度を導入
- 11月 陸海空3自衛隊が初の統合演習
- 1999年 5月 周辺事態法成立
- 11月 東ティモールPKOに自衛隊を派遣（～00年2月）
- 2000年 5月 防衛中が市ヶ谷に移転
- 12月 中期防衛力整備計画決定（01年～05年）・総額25兆1,600億円
- 2001年 9月 アメリカで同時多発テロ
- 10月 アフガニスタンPKOに自衛隊を派遣（～01年10月）
- 10月 テロ対策特措法・自衛隊法一部改正成立（防衛秘密の漏洩罰則強化）
- 11月 海上自衛隊がインド洋に出兵
- 2002年 2月 東ティモールPKOに自衛隊を派遣（～04年6月）
- 2003年 3月 米英軍がイラクに侵攻
- 3月 イラクPKOに自衛隊を派遣（～03年4月）
- 6月 武力攻撃事態法成立
- 7月 イラク特措法成立
- 7月 イラクPKOに自衛隊を派遣（～03年8月）
- 12月 航空自衛隊のイラク
- 2004年 2月 陸上自衛隊のイラク出兵始まる
- 2月 輸送艦「おおすみ」などペルシャ湾に出航
- 6月 有事関連7法等成立
- 12月 「05年度以降に係る防衛計画の大綱」決定
- 12月 中期防衛力整備計画決定（05年～09年）・総額24兆2,400億円